

《令和6年度 発達支援相談事業計画》

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の課題や支援の必要性を見極め、早期に発達支援につなげられるよう専門相談事業を展開します。

個別状況に応じて、療育や医療へのつなぎをスムーズに行います。

関係機関と連携して支援の充実を図ります。

2. 児童発達支援事業の体制整備

関係機関との連携を密にしながら、児童発達支援事業対象児の把握に努め、受け入れ体制を整備していきます。

3. 保育所・幼稚園・こども園支援の継続

集団生活の中で児童の成長や保育職員のスキルアップが図れるような支援を行います。

4. 就学後支援の継続

子育て発達支援センターの周知を行うとともに、学校訪問・放課後等デイサービス事業・放課後児童クラブ・医療機関・スクールカウンセラー・計画相談事業所等と、ケースを通じて連携・支援を行います。

5. 移行期支援の継続

発達支援センターの事業を利用している児童について、入園・入学時に保育所・幼稚園・こども園・学校・放課後児童クラブ等と連携を行い、新しい環境へスムーズに移行できるように努めます。